

令和7年度

滑山国有林森林整備事業(伐採系・造林)

# 閱 覧 図 書

閲覧図書内訳

1. 入札者注意書
2. 暴力団排除に関する誓約事項
3. 請負契約書(案)
4. 搬出計画図
5. 当該請負事業に関連して公表する情報

近畿中国森林管理局  
山口森林管理事務所

## （素材生産及び造林事業）

### 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
  - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
  - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札書

入札物件 第 号

事業名 滑山国有林森林整備事業（伐採系・造林）

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名 滑山国有林森林整備事業（伐採系・造林）

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

(委任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

## (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

## 事業費内訳書

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
山口森林管理事務所長      ○○ ○○ 殿

商号又は名称      ○○○○  
代表者氏名      ○○ ○○

令和 7 年 5 月 23 日入札の滑山国有林森林整備事業（伐採系・造林）の事業費内訳書を提出します。

工程・作業種等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
小計					
諸経費等					
合計					

- 注 1： 作業種等には、地拵、植付、下刈、つる切、除伐、伐倒、集造材、運材、森林作業道作設、トラック運搬、材料費等を記載する。
- 2： 数量は、事業内訳書等の事業量を記載する。
- 3： 合計金額は、入札書に記載される入札金額に対応したものとする。

## 森林整備事業（伐採系・造林）請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
滑山国有林森林整備事業 （伐採系・造林）	スギ外	記番別作業内訳書のとおり	作業工程別数量内訳書のとおり	請負金額 円也 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也）	滑山国有林2に林小班外	滑山国有林2に林小班山元土場外

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た金額である。

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）

至 令和9年12月24日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	20冊	山口森林管理事務所	契約締結の日
植栽器具	コンテナ苗用	6本	山口市徳地野谷(釣山)	別途協議

## 5 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 採用された技術提案について、請負者は履行するものとする。 別紙1のとおり
- (3) 採用された技術等にかかわる提案を履行できなかった場合で、再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は請負者に対して契約金額の減額または損害賠償請求を行なうことができるものとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 国庫債務負担行為に係る契約の特則 別紙2のとおり
- (6) 暴力団排除に関する特約条項 別紙3のとおり
- (7) その他事項は、特記仕様書に記載する内容に従うものとする。 別紙4のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月26日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 山口県山口市野田35-1  
分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
山口森林管理事務所長 印

請負者 住所  
氏名 印

別紙 1

技術提案に関する特約事項

提案項目	提案内容
安全管理への工夫と対策	
事業計画の工程管理	
事業上の課題に係わる技術所見 「課題：壊れにくい森林作業道の作設及び濁水防止のための工夫」	
事業上の課題に係わる技術所見 「課題：植付作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」	① 造林経費削減のための集材、枝条整理の取組  ② 林業機械等活用した造林作業の省力・省略化の取組  ③ 確実な更新と保育経費削減のための植栽木の成長促進や下層植生の繁茂抑制等に係る取組
事業上の課題に係わる技術所見 「課題：複数年度にわたる事業における効率化の工夫」	① 複数年の事業期間を活かした作業員や機械の配置等、効率的な作業システムについての取組

	<p>② 効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道の計画、施工及び保全管理への配慮などの取組</p> <p>③ 伐採、植栽時期等の計画的な年次計画及び種苗生産事業者の安定供給体制構築への取組（植栽を含む一貫作業の場合に限る。）</p>
<p>品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見 「課題：収益性の高い造材方法の工夫」</p>	

## 国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選 択 条 項	
○	各会計年度における請負金の 支払限度額	令和7年度 円	第40条第1項	
		令和8年度 円		
		令和9年度 円		
○	支払限度額に対応する各会計 年度の出来高予定	令和7年度 円	第40条第2項	
		令和8年度 円		
		令和9年度 円		
×	前払金		第41条	
×	翌会計年度の前払金相当額		第41条第3項	
○	部分払		第42条	
×	前払金の支払を受けている 場合の部分払額の決定	(a)	第42条第2項	
		(b)		
○	各会計年度において部分払 を請求できる回数	令和7年度 回	第42条第3項	
		令和8年度 回		
		令和9年度 回		

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 特記仕様書

### 1 伐倒・集造材及び採材

- (1) 伐倒・集造材及び採材については「森林整備事業（保護伐）仕様書」により実施すること。
- (2) 事業記番のうち記番3・記番4及び記番5の集材方法については、集材機を使用した架線集材とし、合わせて一部を路網による集材によるものとする。
- (3) 採材（造材）作業における延寸については、10cmを標準とする。

### 2 森林作業道の作設

- (1) 森林作業道作設作業は「森林作業道作設仕様書」により実施すること。
- (2) 路線計画に当たっては、監督職員の了解を得た後に測量を実施し、①路線計画図（位置図）、②測量野帳及び実測図、③現況写真等を提出すること。
- (3) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出すること。
- (4) 森林作業道作設に伴い支障木が発生する場合は、監督職員に報告のうえ支障木の伐採に係る法令協議が整った後に伐採すること。
- (5) 事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。

### 3 土場における仕訳・整備

- (1) 本事業により出材する素材については、委託販売及びシステム販売を予定しており、中間土場に運搬する素材については、システム販売協定者に販売する予定であるため、一般材と低質材とは区別して集積すること。  
なお、スギの一般材については、長級毎に末口と元口を揃えて巻立すること。
- (2) スギの一般材については、中間土場において層積検知を予定しており、「層積検知業務請負に関する仕様書」により実施すること。

### 4 生産性向上の取り組み

毎月、作業日報（別紙様式2）及び月別工程管理表（別紙様式1）を作成し、月別請負進行状況報告書（様式7）と併せて翌月5日までに提出すること。

### 5 豚熱等対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染予防対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合に県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。  
また、県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、請負契約約款第20条又は第46条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

### 6 その他

この特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

# 月別工程管理表 (主伐・間伐)

令和〇年〇月〇日

森林管理署長 殿

事業体名：	契約事業名： ○〇〇国有林森林整備事業
	予定生産量： 〇,〇〇〇m <sup>3</sup>
	事業期間： 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

作業工程	使用機械	前月末累計		7月		7月末累計		生産性 A/B (m <sup>3</sup> /人日)
		実行量 (m <sup>3</sup> )	人員数 (人)	実行量 (m <sup>3</sup> )	人員数 (人)	実行量 A (m <sup>3</sup> )	人員数 B (人)	
実働日 (日)		日		日		日		
主 作 業	伐 倒	チェーンソー						
		ハーベスタ						
	木寄・集材	グラップル・集材機						
	造材	プロセッサ						
		チェーンソー						
	運材	フォワーダ						
	巻立	グラップル						
主作業計		0	0			0	0	
副 作 業	森林作業道作設 (m)							
	トラック運搬							
	検知							
	準備工・踏査							
	搬出道補修							
	機械整備							
	その他 (林内)							
	その他 (林外)							
副作業計								
合計								
生産性		4.6				5.0		

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)  
 ※実行量の合計は「巻立」の量とする。  
 ※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

作業日報

[指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者(現場代理人)氏名					林地保全に関する記録		
監督職員(補助)からの指示事項等 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 確認					1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。(無の場合は2以降の記載は不要) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
監督職員(補助)への報告事項					2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因)  (実施年月日)                      月                      日		
監督職員(補助)との承諾事項等 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 協議					3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容)  (実施年月日)                      月                      日		
その他特記事項					※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日)                      月                      日 (措置内容)  (実施年月日)                      月                      日		

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	0.0	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業 計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ								

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐(存置)」に記入すること。

※その他(林内)の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他(林外)の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式2（造林用） ※造林事業がある場合に使用（防護柵設置・植付等。ただし、存置型間伐は素材生産用を使用すること）

作業日報〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕

記入者（現場代理人）氏名

日付（天候）		月	日（ ）						
作業場所 （国有林・林小班）									
監督職員（補助）からの 報告・連絡事項									
監督職員（補助）に対する 連絡事項									
協議事項									
その他特記事項									
作業 内容	作業種								
	出役人員（人）		人		人		人		人
	出来高 ha m <sup>3</sup> m								
	使用機械								

※注）延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）※1H=0.125人工

分任支出負担行為担当官  
森林管理署長 殿

請負者

月分請負進行状況等報告書

（事業地 国有林 林小班）

作業工程	契約数量	進行状況			就労状況（人）			使用器具		指示事項等
		計画 (m)	当月分	累計	主作業 副作業別	延人員		種類	数量	
						当月分	累計			
伐倒	数量 (m <sup>2</sup> ) (内訳) 主伐 間伐	計画 (m)	主伐			※月別工程管理表（様式1）、作業日報（様式2）、のとおり				
			間伐							
		実行 (m)	主伐							
			間伐							
進行率 (%)										
集材	数量 (m <sup>3</sup> )	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
造材	数量 (m <sup>3</sup> )	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
運材	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
森林作業道	数量 (m)	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
トラック運材	数量 (m <sup>3</sup> )	計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								
その他										
植付	面積 (ha)	計画 (ha)								
		実行 (ha)			副作業					
		進行率 (%)			小計					
防護柵設置	面積 (km)	計画 (Km)								
		実行 (Km)			副作業					
		進行率 (%)			小計					
計		計画 (m)								
		実行 (m)								
		進行率 (%)								

摘要 ①延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする）②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

記 番 別 作 業 内 訳 書

記番	(国有林名) 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
						自	至	
1	滑山2に	保護伐	2.29ha		2.29ha	契約締結の翌日	令和9年12月24日	
2	滑山2ほ (1伐区)		2.50ha		2.50ha	〃	〃	
3	滑山2ほ (2伐区)		2.49ha		2.49ha	〃	〃	
4	滑山3い (1伐区)		2.42ha		2.42ha	〃	〃	
5	滑山3い (2伐区)		1.82ha		1.82ha	〃	〃	
6	滑山6い\1		2.12ha		2.12ha	〃	〃	
	計		13.64ha		13.64ha			
1	滑山2に	植付	2.29ha		2.29ha	契約締結の翌日	令和9年12月24日	スギ：0.39ha ( 780本) ヒノキ：1.90ha ( 3,990本)
2	滑山2ほ (1伐区)		2.50ha		2.50ha	〃	〃	スギ：0.70ha ( 1,400本) ヒノキ：1.80ha ( 3,780本)
3	滑山2ほ (2伐区)		2.49ha		2.49ha	〃	〃	スギ：0.59ha ( 1,180本) ヒノキ：1.90ha ( 3,990本)
4	滑山3い (1伐区)		2.42ha		2.42ha	〃	〃	スギ：1.02ha ( 2,040本) ヒノキ：1.40ha ( 2,940本)
5	滑山3い (2伐区)		1.82ha		1.82ha	〃	〃	スギ：0.62ha ( 1,240本) ヒノキ：1.20ha ( 2,520本)
6	滑山6い\1		2.12ha		2.12ha	〃	〃	スギ：0.52ha ( 1,040本) ヒノキ：1.60ha ( 3,360本)
	計		13.64ha		13.64ha			スギ：3.84ha ( 7,680本) ヒノキ：9.80ha ( 20,580本)
3	滑山2ほ (2伐区)	歩道新設	0.53km		0.53km	契約締結の翌日	令和9年12月24日	
4	滑山3い (1伐区)		0.46km		0.46km	〃	〃	
5	滑山3い (2伐区)		0.51km		0.51km	〃	〃	
	計		1.50km		1.50km			
1	滑山2に	防護柵設置	0.86km		0.86km	契約締結の翌日	令和9年12月24日	アニマルネット
2	滑山2ほ (1伐区)		0.88km		0.88km	〃	〃	ステンレス入りネット
3	滑山2ほ (2伐区)		0.84km		0.84km	〃	〃	〃
4	滑山3い (1伐区)		0.80km		0.80km	〃	〃	〃
5	滑山3い (2伐区)		0.87km		0.87km	〃	〃	〃
6	滑山6い\1		0.85km		0.85km	〃	〃	〃
	計		5.10km		5.10km			

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒		7,958m <sup>3</sup>	
	内訳	保護伐	7,958m <sup>3</sup>	
素材	集造材・運材		6,400m <sup>3</sup>	運材は山元土場までとする
	内訳	一般材	2,700m <sup>3</sup>	
		低質材	3,700m <sup>3</sup>	
素材	層積検知	一般材	1,000m <sup>3</sup>	中間土場（釣山）システム販売用一般材（スギ）
素材	仕訳	一般材	1,000m <sup>3</sup>	中間土場（釣山）システム販売用一般材（スギ）
素材	トラック運搬		6,400m <sup>3</sup>	
	内訳	一般材	1,700m <sup>3</sup>	滑山 山元土場～ 山口県森林組合連合会山口木材共販所
		一般材	1,000m <sup>3</sup>	滑山 山元土場～中間土場（釣山）
		低質材	3,700m <sup>3</sup>	滑山 山元土場～中間土場（釣山）
造林	植付		13.64ha	コンテナ苗:28,260本
	内訳	スギ	3.84ha	コンテナ苗: 7,680本
		ヒノキ	9.80ha	コンテナ苗:20,580本
造林	歩道新設		1.50km	
造林	防護柵設置		5.10km	
その他	搬出道補修		1式	詳細は【別紙】搬出道補修作業内訳書のとおり

## 【別紙】

## 搬出道補修作業内訳書

作業種	作業箇所	数量	備考
不陸整正	野夫林道 保安林管理道	5.00 km	
不陸整正	滑林道半五郎支線	1.00 km	
砂利敷込	野夫林道 保安林管理道	200 m <sup>3</sup>	資材規格：RC-40
暗渠配水管設置	野夫林道	1 式	資材規格：高密度ポリエチレン管 (φ60cm) 同等かそれ以上
鉄板敷設	野夫林道	6 枚	資材規格：縦3.0m×横1.5m×厚さ22mm

立 木 資 材 内 訳 書

記番	国有林 林小班	伐採種	面 積 ha	樹 種	本 数 本	材 積 m <sup>3</sup>	備 考
1	滑山2に	保護伐	0.31	スギ	234	267.05	素材生産見込数量： 230 m <sup>3</sup>
			1.66	ヒノキ	1,239	921.27	素材生産見込数量： 800 m <sup>3</sup>
			0.26	アカマツ	189	102.06	素材生産見込数量： 90 m <sup>3</sup>
			0.06	その他L	45	17.14	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		2.29		1,707	1,307.52	素材生産見込数量： 1,130 m <sup>3</sup>
2	滑山2ほ (1伐区)	保護伐	0.62	スギ	468	467.40	素材生産見込数量： 400 m <sup>3</sup>
			1.58	ヒノキ	1,180	877.40	素材生産見込数量： 720 m <sup>3</sup>
			0.24	アカマツ	180	97.20	素材生産見込数量： 90 m <sup>3</sup>
			0.06	その他L	44	16.66	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		2.50		1,872	1,458.66	素材生産見込数量： 1,220 m <sup>3</sup>
3	滑山2ほ (2伐区)	保護伐	0.52	スギ	390	400.60	素材生産見込数量： 320 m <sup>3</sup>
			1.66	ヒノキ	1,239	921.27	素材生産見込数量： 720 m <sup>3</sup>
			0.25	アカマツ	189	102.06	素材生産見込数量： 80 m <sup>3</sup>
			0.06	その他L	47	17.62	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		2.49		1,865	1,441.55	素材生産見込数量： 1,130 m <sup>3</sup>
4	滑山3い (1伐区)	保護伐	0.86	スギ	624	667.65	素材生産見込数量： 510 m <sup>3</sup>
			1.30	ヒノキ	944	692.19	素材生産見込数量： 530 m <sup>3</sup>
			0.20	アカマツ	144	76.68	素材生産見込数量： 60 m <sup>3</sup>
			0.06	その他L	40	14.57	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		2.42		1,752	1,451.09	素材生産見込数量： 1,110 m <sup>3</sup>
5	滑山3い (2伐区)	保護伐	0.52	スギ	390	400.60	素材生産見込数量： 310 m <sup>3</sup>
			1.09	ヒノキ	826	594.70	素材生産見込数量： 450 m <sup>3</sup>
			0.17	アカマツ	126	65.87	素材生産見込数量： 50 m <sup>3</sup>
			0.04	その他L	33	11.89	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		1.82		1,375	1,073.06	素材生産見込数量： 820 m <sup>3</sup>
6	滑山6い\1	保護伐	0.42	スギ	312	333.85	素材生産見込数量： 270 m <sup>3</sup>
			1.43	ヒノキ	1,062	789.66	素材生産見込数量： 640 m <sup>3</sup>
			0.22	アカマツ	162	87.48	素材生産見込数量： 70 m <sup>3</sup>
			0.05	その他L	40	15.07	素材生産見込数量： 10 m <sup>3</sup>
	小計		2.12		1,576	1,226.06	素材生産見込数量： 990 m <sup>3</sup>
	計		13.64		10,147	7,957.94	素材生産見込数量： 6,400 m <sup>3</sup>
							(うち低質材見込数量) 3,700 m <sup>3</sup>